平成２９年（フ）第９１５５号
東京都豊島区東池袋１丁目34―５　いちご東池袋ビル２階、住民票上の住所東京都墨田区京島２丁目23―１―302
債務者　清水　美香（旧姓波形・田中）
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１５７号
東京都豊島区高松３丁目５―21―203
債務者　鈴木　千鶴
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１５８号
東京都板橋区赤塚２丁目16―19―102
債務者　朝倉　征典
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１５９号
東京都世田谷区駒沢３丁目22―７　都営住宅７号棟105
債務者　高澤　妙子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１６１号
東京都世田谷区赤堤３丁目３―13―402
債務者　水野　将義
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１６８号
東京都渋谷区本町３丁目52―５―1105
債務者　山田　幸惠
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１６９号
東京都足立区江北７丁目21―５
債務者　日高　秀明
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７０号
東京都台東区清川２―22―３―702、住民票上の住所東京都葛飾区高砂６丁目11―３　吉岡屋方
債務者　吾河　　茂
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７１号
東京都世田谷区給田３丁目１―18―502
債務者　高杉　茂晴
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７４号
東京都練馬区中村北２丁目20―14―602
債務者　小林　英將
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７５号
東京都江戸川区南葛西６丁目９－２　ヴィラＮＯ７　722
債務者　石川　雄一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７７号
東京都立川市高松町３丁目17―10―402
債務者　山口　勇輝
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１７８号
東京都葛飾区青戸５丁目27―１―202
債務者　梶林　信一
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１８２号
東京都江戸川区中葛西１丁目31―４―705
債務者　高木　利光
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１８３号
千葉県千葉市中央区末広１丁目２―１―410
債務者　遠藤和香奈（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部